

パラリンピック等出場選手育成・支援事業費助成金交付要綱

(目 的)

第1条 岐阜県障害者スポーツ協会（以下「本会」という。）は、パラリンピック及びデフリンピック等トップレベルの国際的な大会（以下「パラリンピック等」という。）で活躍する選手の育成・支援を目的とした強化練習会等の活動を支援すると同時に、全国規模以上の競技大会及び日本代表選手の強化合宿等参加に係る経費の一部を助成し、以て本県の競技力向上を図るため、助成金の交付に関して必要な事項を定める。

(助成対象等)

第2条 助成の対象となる個人又は団体は、以下のとおりとする。

- (1) 概ね1ヶ月1回以上、通算して3年以上、当該競技に係る活動をしている個人又は団体。
- (2) 本県に住所を有し、又は本県内の施設及び学校等に通所、入所並びに在学している個人又は団体。
- (3) その他、審査会が適当と認めた個人又は団体。

(助成対象事業等)

第3条 団体が、パラリンピック等への出場を目指す選手の育成・強化を目的として開催する強化練習等の活動。

2 個人又は団体が、全国規模以上の競技大会及び国際規模の競技大会、並びに日本代表選手の強化合宿等への参加。

3 その他、審査会が適当と認めた事業等。

(助成対象経費等)

第4条 対象となる経費は以下のとおりとする。

(1) 前条第1項に係る経費は別表1のとおりとする。

(2) 前条第2項に係る経費は別表2のとおりとする。

2 助成対象の活動に係る経費であっても、前項に示す以外は対象とならない。

3 領収証等証拠書類の原簿は向こう5年間保存し、必要と認めた場合は本会の要請に応じて一時提出するものとする。

4 その他、会計事務に関する事項については、別表の注意事項に記載のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 パラリンピック等選手育成・支援事業助成金交付申請書（第1号様式）に、その他関係書類を添えて、本会が示した期日までに本会会長（以下「会長」という。）宛に提出するものとする。

2 交付申請は、申請する個人又は団体の代表者（以下「代表者等」という。）が行うものとする。

(助成金交付対象者及び額の決定)

第6条 交付の可否及び交付額については、申請書の内容を審査会で審議し、決定する。

2 本会は、審議した結果を申請のあった代表者等に通知するものとする。

3 交付を決定した代表者等へは、概算払いの方法により指定された口座に請求額を振り込むものとする。

(状況報告)

第7条 代表者等は、本会会長が必要と認めた場合にはその指示に従い、事業遂行状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 代表者等は、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業報告書(第2号様式)を本会会長宛に提出しなければならない。

(助成額の確定)

第9条 本会会長は、前条の事業報告書を精査し、事業費の額の確定を行い、代表者等に通知するものとする。

2 代表者等は、第7条第3項の概算払い額を下回ったときは、その差額について速やかに本会へ返金するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定める以外の事項については、その都度協議する。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日に施行し、同年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

科 目	対 象 科 目 の 使 途	経費の額
報 償 費	・報 償 費 講師及び指導者等の謝金（一人あたり）	5,000円
旅費交通費	・旅 費 交通費、宿泊料	別表3
需 用 費	・会 議 費 室料、茶菓代等	実 費
	・消 耗 品 費 ボール、ラインテープ、ネット等各競技 関係用具及び記録用紙、医薬品並びに事 務消耗品等	実 費
	・印 刷 製 本 費 印刷用紙、各種資料印刷代	実 費
	・飲 料 代 水分補給用飲料	実 費
役 務 費	・保 険 料 参加者傷害保険料 (関係する全ての人を対象とすること)	実 費
	・通 信 運 搬 費 電話代、切手代、送料等	実 費
使 用 料	・会 場 借 上 競技場等借り上げ料	実 費
	・駐 車 場 駐車料金	実 費

別表2（第4条関係）

科 目	対 象 科 目 の 使 途	経費の額
旅費交通費	・旅 費 交通費、宿泊料	別表3
役 務 費	・保 険 料 参加者傷害保険料 (関係する全ての人を対象とすること)	実 費
	・通 信 運 搬 費 電話代、切手代、送料等	実 費

別表3（第4条関係）

科 目	詳 細
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出発地(所属先または自宅等)から会場までの距離×37円×往復で積算。 ・ ただし、移動距離が100kmを超える場合については、高速道路の利用料金の実費分を負担。 ・ 公共交通機関を利用した場合は、実費分を負担。

注意事項

- 1 事業を行う際は、必ず保険に加入すること。
- 2 1品あたりの購入額が5万円を超える場合は備品扱いとし、補助対象としない。
ただし、5万円を下回る品目で、且つ複数購入したことにより合計額が5万円を超える場合については、2社以上の相見積を徴収すること。
- 3 用途が明確に分かるよう、品目、個数等の明細が明らかであること。
- 4 交付額を上回った場合は、代表者等の責任において補填するものとし、追加の予算措置は行わない。
- 5 その他については、各会計基準に則り適切に処理すること。
- 6 報告時には、証拠書類のコピーを添付すること。
- 7 予算（科目間）の流用は認めるものとする。

第1号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

岐阜県障害者スポーツ協会
会長 松井逸朗様

団体名

代表者

印

パラリンピック等出場選手育成・支援事業費助成金交付申請書

平成 年度 パラリンピック等出場選手育成・支援事業に要する経費として、下記のとおり助成金を交付されるよう、関係書類を添えて申請いたします。

記

金 円也

1 内訳

第3条第1項関係 強化練習等活動経費	円
第3条第2項関係 競技大会・合宿等参加経費	円

2 添付書類

- (1) 実施計画書 別紙のとおり（任意様式）
- (2) 収支予算書 別紙1のとおり
- (3) 交付請求書 別紙2のとおり
- (4) その他関係資料

平成 年度

パラリンピック等出場選手育成・支援事業費 収支予算書

収入の部

科 目	金 額	明 細
助 成 金		スポーツ協会助成金
会 費		参加会費等
その他収入		寄付金、団体負担金等
計		

支出の部

科 目	金 額	明 細
報 償 費		謝 金
旅費交通費		旅 費 宿 泊 料
需 用 費		会 議 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 飲 料 代
役 務 費		保 険 料 通 信 運 搬 費
使 用 料		会 場 借 上 料 駐 車 料 金
計		

※第3条第2項に規定する事業（競技大会・合宿等参加）の対象となる経費は、上記のうち「旅費交通費」及び「役務費」のみ。

岐阜県障害者スポーツ協会
会長 松井逸朗様

団体名

代表者

印

パラリンピック等出場選手育成・支援事業費助成金請求書

平成 年度 パラリンピック等出場選手育成・支援事業に要する経費を、下記のとおり請求します。

記

金 円也

(内 訳)

第3条第1項関係 強化練習等活動経費	円
第3条第2項関係 競技大会・合宿等参加経費	円

(振込先)

金融機関名	店名	種別	口座番号	口座名義人
		普通当座		

平成 年 月 日

岐阜県障害者スポーツ協会
会長 松井逸朗様

団体名

代表者

印

パラリンピック等出場選手育成・支援事業完了届

平成 年度 パラリンピック等出場選手育成・支援事業が終了しましたので、下記のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

1 障がい者スポーツ普及・促進事業助成額

金 _____ 円也

(交付決定額)

(内 訳)

第3条第1項関係 強化練習等活動経費	円
第3条第2項関係 競技大会・合宿等参加経費	円

2 添付書類

- (1) 実績報告書 別紙のとおり（任意様式）
- (2) 収支報告書 別紙1のとおり
- (3) 収支出納簿 別紙2のとおり
- (4) その他関係資料（証拠書類の写し）

平成 年度

パラリンピック等出場選手育成・支援事業費 収支決算書

収入の部

科 目	予算額	決算額	差引増減	明 細
助 成 金				スポーツ協会助成金
会 費				参加会費等
その他収入				寄付金、団体負担金等
計				

支出の部

科 目	予算額	決算額	差引増減	明 細
報 償 費				謝 金
旅費交通費				旅 費 宿 泊 料
需 用 費				会 議 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 飲 料 代
役 務 費				保 険 料 通 信 運 搬 費
使 用 料				会 場 借 上 料 駐 車 料 金
計				

※第3条第2項に規定する事業（競技大会・合宿等参加）の対象となる経費は、上記のうち「旅費交通費」及び「役務費」のみ。

